

# 東京通信機工業株式会社

## グリーン調達基準

制定：2004年6月1日

改訂：2010年7月30日

東京通信機工業株式会社

承認	発行
環境 管理責任者	品管課
2010.7.30	2010.7.30

## 1. はじめに

東京通信機工業株式会社(以下弊社と記す)は、弊社の環境マネジメントシステムに基づき、健全な地球環境と人に優しい社会の実現に向けて環境負荷の低減に取り組んでおります。

このグリーン調達基準は、環境負荷の低減のために弊社がお取引様に順守して頂きたい事項、配慮して頂きたい事項、ご協力を頂きたい事項についてまとめたものです。

お取引様におかれましては環境保全の主旨をご理解の上、弊社の環境保全活動にご協力を賜りますようお願いいたします。

## 2. 環境方針

弊社では ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築、運用し、別紙の通り環境方針を基に環境保全活動に取り組んでおります。

## 3. 適用範囲

本基準は弊社の製品を構成する部品、材料、梱包材など、お取引先様より調達させて頂く納入品について適用いたします。

## 4. 用語の定義

### (1) JGPSSI (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会のこと。

### (2) JIG (Joint Industry Guide) (JIG-101 Ed 3.0 和訳版 2010年4月1日訂正版)

JGPSSI、EIA(米国電子工業会)等で共通作業により作成・承認された化学物質情報開示に関するガイドライン。

### (3) JIG 別表 A 及び別表 B

別表 A : 内外の法規制により使用の禁止、使用の制限、報告義務またはその他の規制がある化学物質

別表 B : a) 環境、健康または安全の面から重大な影響がある化学物質

b) 有害廃棄物管理を要求される可能性がある化学物質

c) 使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性がある化学物質

### (4) 含有禁止物質

納入品の含有を禁止する化学物質(詳細は別表1)

含有 = 化学物質が納入品に含まれること

含有率 = 化学物質の濃度で単位は[ppm](質量比、1ppm = 百万分の一)、または[wt%](質量比、1wt% = 百万分の一)等を用いる。各指定化学物質における含有率算出の考え方については、各表の注釈を参照のこと。

### (5) 含有管理物質

納入品への含有を管理すべき化学物質(詳細は別表3)

### (6) 意図的添加

対象物に特性、外観、品質をもたらすために、含有率にかかわらず故意に使用すること。

### (7) RoHS

EU(欧州連合)が2006年7月1日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するもの。規制対象は鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル。

## 5. お取引様への環境保全のお願い

### (1) 環境マネジメントシステムの構築

できうる限りISO14001、EMAS、KES、エコアクション21、エコステージ等の第三者認証をお受け下さい。自己構築の場合は第三者認証取得に向けて、以下の5項目が含まれている必要があります。

- a) 環境方針
- b) 環境目的及び目標
- c) 環境管理体制及び環境管理責任者
- d) 従業員に対する環境教育
- e) 環境関連法規の順守

### (2) グリーン調達・購入の実施

グリーン調達及びグリーン購入を推進し、実施していることを要望します。

### (3) 事業所の環境負荷低減

CO<sub>2</sub>削減及び廃棄物削減、リサイクル、省エネルギー、省資源に取り組むことを要望します。

## 6. 製品に関する環境負荷低減について

### (1) 含有禁止物質 (34 物質群)

納入品には別表1に記載された化学物質の含有を禁止します。

ただし別表2に示す除外項目に該当する場合は含有禁止物質の対象外とします。適用除外項目はRoHS指令及び国内動向を考慮しており、RoHS指令が改定された場合は本ガイドラインよりRoHS指令を優先します。

なお適用除外事項の含有禁止物質は含有管理物質とします。

### (2) 含有管理物質 (9 物質群)

納入品には別表2に記載された化学物質が含有されている場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用量と、含有部位等を記録管理して下さい。

## 7. グリーン調達の運用について

### (1) 環境情報提出依頼

弊社に納入されるお取引様に対して、有害物質含有の有無及び含有量について情報の提示をお願いいたします。また記載内容に変更があった場合、その都度提出をお願いいたします。

### (2) 不使用証明書、非含有保証書提出依頼

納入品や包装材について化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書等の提出をお願いした場合は、速やかな提出にご協力をお願いいたします。

## 8. その他

本ガイドラインは社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改訂いたします。

附則

(施行期日)

本ガイドラインは平成19年12月1日以降開発着手するものについて適用する。

2004年6月1日 制定

2007年11月 改訂

2009年10月1日 改訂

2010年7月30日 改訂

東京通信機工業株式会社・本社 tel:03-3447-2421

東京通信機工業株式会社・米沢工場 tel:0238-37-4321

【お問い合わせ先】

本基準に関するお問い合わせは下記メールアドレスまでお願いいたします。

eMail:[green@totsuki.co.jp](mailto:green@totsuki.co.jp)

別表1 含有禁止物質

No	物質名	含有禁止基準	備考
001	アスベスト類	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
002	アゾ染料・顔料(特定アミン)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
003	カドミウム / カドミウム化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率100ppm以上	包装材は、素材毎に4物質 それぞれの含有率の合計が 100ppm以上( 3)
004	六価クロム / 六価クロム化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率1000ppm以上	包装材は、素材毎に4物質 それぞれの含有率の合計が 100ppm以上( 3)
005	鉛 / 鉛化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率1000ppm以上	塩化ビニルケーブルは300 ppm以上 包装材は、素材毎に4物質 それぞれの含有率の合計が 100ppm以上( 3)
006	水銀 / 水銀化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率1000ppm以上	包装材は、素材毎に4物質 それぞれの含有率の合計が 100ppm以上( 3)
007	オゾン層破壊物質(CFCs類、HCFCs類、HFCs類、四塩化炭素等)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 HCFC類は含有率1000ppm以上	含有している場合は量にか かわらず報告が必要
008	PFOS / PFOS類縁化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 不純物の場合、以下の含有率・含有量を超えては ならない。 ・素材における含有率 0.1wt% ・調剤(インク・トナーなど)における含有率 0.005wt% ・コーティングされた素材における含有量 1 $\mu$ g / m <sup>2</sup>	
009	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率1000ppm以上	
010	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止 含有率1000ppm以上	
011	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代 替品	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
012	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
013	短鎖型塩化パラフィン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
014	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT) 化合物	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	

別表1 含有禁止物質

No	物質名	含有禁止基準	備考
015	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
016	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
017	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
018	アルドリン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
019	ディルドリン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
020	エンドリン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
021	DDT	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
022	クロルデン類	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
023	N,N -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N -ジキシリル-パラフェニレンジアミン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
024	2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
025	トキサフェン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
026	マイレックス	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
027	ケルセン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
028	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
029	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ - ル-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
030	ペンタクロロベンゼン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
031	-ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
032	-ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
033	-ヘキサクロロシクロヘキサン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	
034	クロルデコン	意図的添加禁止 製造工程の付着・混入・生成禁止	

- 1 含有禁止物質はJIG別表A及び化審法に準拠します。
- 2 物質の詳細はJGPS「JIG例示物質リスト」を参照してください。
- 3 包装材の4物質:カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、および水銀/水銀化合物

別表2 含有禁止の適用除外

No	物質名	除外用途
003	カドミウム / カドミウム化合物	高信頼を維持しなければならない電気接点への表面処理のカドミウム ・屋外用アンテナの取付金具で溶融亜鉛メッキを施した部分のカドミウム ・ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び黄銅材に含まれるカドミウム
004	六価クロム / 六価クロム化合物	吸収型冷蔵庫中の炭素鋼冷却装置の防錆用の六価クロム
005	鉛 / 鉛化合物	高融点はんだ(鉛含有率が85%を超える錫 / 鉛はんだ合金)に含まれる鉛 CRT、電子部品、蛍光管のガラスに含まれる鉛 サーバ、ストレージ装置、ストレージレイシステム、ネットワーク・インフラを構成する通信装置の半田に含まれる鉛 電子セラミック部品(圧電素子等)の鉛 合金部分として鋼材の重量の0.35%までの鉛、アルミ材の重量の0.4%までの鉛、銅材の重量の4%までの鉛 ネットワーク・インフラを構成する通信装置のバッテリー ・屋外用アンテナの取付金具で溶融亜鉛メッキを施した部分に含まれる鉛 ・ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び無電解ニッケルメッキに含まれる鉛
006	水銀 / 水銀化合物	小型蛍光灯に含まれる1本あたり5mg未満の水銀 特殊用途の直管型蛍光灯に含まれる水銀
009	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	ポリマー用途のDeca - BDE

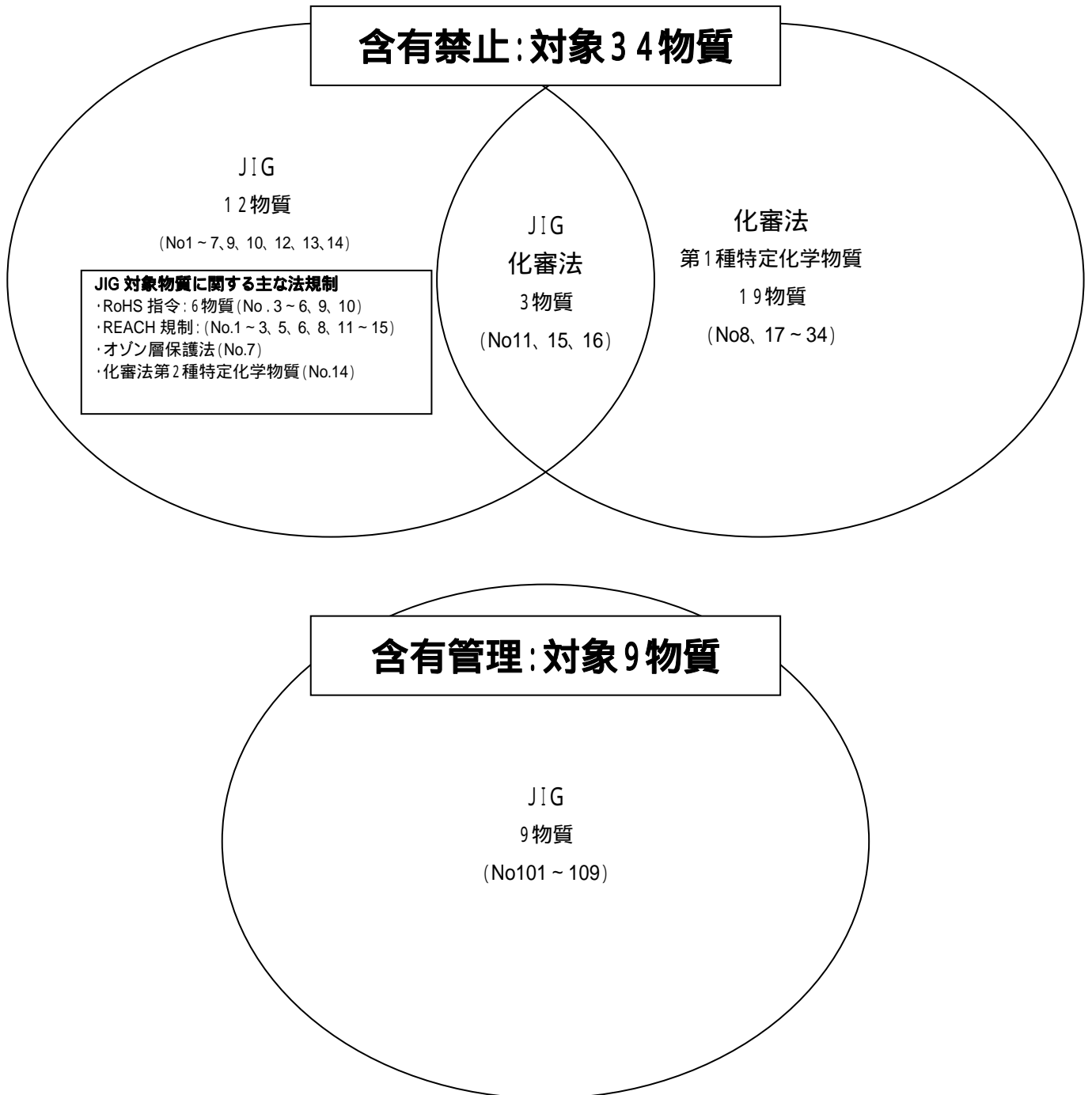
- 1 国内動向を考慮して改訂します。
- 2 RoHS指令が改定された場合は、RoHS指令の適用除外項目が優先されます。

別表3 含有管理物質

No	物質名	対象となる条件	備考
101	アンチモン / アンチモン化合物	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
102	ヒ素 / ヒ素化合物	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
103	ベリリウム / ベリリウム化合物	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
104	ビスマス / ビスマス化合物	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
105	臭素系難燃剤(PBB 類及び PBDE 類を除く)	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
106	ニッケル	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある部位に使用するニッケルを管理対象とする
107	一部のフタル酸エステル類	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
108	セレン / セレン化合物	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	
109	ポリ塩化ビニル(PVC)	納入品の総質量における含有率1000ppm以上	

- 1 納入品に別表3に記載の化学物質が含有されている場合、「対象となる条件」に該当するかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理する。  
なおポリ塩化ビニル(PVC)は納入品の総質量における含有率が1000ppmを越えているかどうかのみを管理すればよい。
- 2 含有質量は[mg](ミリグラム)単位で、有効数値2桁で管理する。

対象物質関連図



## JIG関連法規詳細

No.	材料 / 化学物質	法令および規制情報
001	アスベスト類	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(83/478/EEC；85/610/EEC；87/217/EEC；91/659/EEC；99/77/EEC)、米国有害物質規制法(新用途の制限)；労働安全衛生法(29 CFR 1910.1001-1051)
002	アゾ染料・顔料	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(2002/61/EC；2003/03/EC)
003	カドミウム / カドミウム化合物	デンマーク カドミウム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に関する 1992 年 12 月 23 日第 1199 法廷命令、76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(91/338/EEC、91/157/EEC、93/86/EEC)；2000/53/EEC(EU/ELV 指令)；2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国17州)
004	六価クロム / 六価クロム化合物	2000/53/EEC(EU/ELV 指令)；2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国17州)
005	鉛 / 鉛化合物	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(86/677/EEC、91/157/EEC、93/86/EEC)、2000/53/EEC(EU/ELV 指令)；2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国17州)、カリフォルニア州 プレポジション65
006	水銀 / 水銀化合物	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(86/677/EEC、91/157/EEC + 98/101/EEC)、2000/53/EEC(EU/ELV 指令)；2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国17州)、さらにニューイングランド水銀含有製品規制(バーモント州、ニューハンプシャー州、メリーランド州、メイン州)
007	オゾン層破壊物質	日本の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、モントリオール議定書、米国大気浄化法第611条の1990年改訂版、76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(94/60/EEC；97/64/EEC)
008	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、ドイツダイオキシン法
009	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、ドイツダイオキシン法、76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(ペンタ BDE、オクタ BDE について 2003/11/EEC)、米国法(ペンタ BDE、オクタ BDE についてハワイ州、メイン州)
010	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)(日本の法律)、76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正
011	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)(日本の法律)
012	放射性物質	原子炉等規制法(日本の法律)
013	短鎖型塩化パラフィン	76/769/EEC(+2002/45/EC)
014	トリブチルスズ(TBT)及びトリフェニルスズ(TPT)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)(第二種特定化学物質)(日本の法律)
015	酸化トリブチルスズ(TBTO)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)(日本の法律)